

「ニンニクの品種判別マーカー開発業務」に係る公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和7年7月11日

香川県農業試験場
場 長 十河 土志夫

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 ニンニクの品種判別マーカー開発業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和7年10月31日まで
- (3) 委託業務の内容 別添の「仕様書」による。

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者。
- (4) 香川県税に滞納のない者（香川県税の納税証明書〔未納のない旨の証明〕を提出すること。）ただし、応募意思表明書の提出時点において競争入札参加資格者名簿に登載されている者または、香川県税の納税義務の無い者は提出しなくてよい。
- (5) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、業務の遂行に必要な組織及び人員を有している者。

3 応募方法

応募意思表明書（様式1）を香川県農業試験場に電子メールにより提出してください。（期間内必着）
（受付期間）令和7年7月11日（金）から令和7年7月17日（木）17：15まで

4 契約の方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、単独随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 応募意思表明書を提出した者が2者以上ある場合は、指名競争入札又は競争見積りの方法により契約相手を選定した上、契約を締結します。

5 契約書作成の要否

要としします。

6 電子契約の可否

否としします。

7 応募・照会先

〒761-2306 香川県綾歌郡綾川町北 1534-1
香川県農業試験場 病虫・環境研究課 担当者：植田
TEL：087-814-7315
E-mail：noshi@pref.kagawa.lg.jp